

戸田市地域公共交通協議会市民公募委員募集要領

1．募集の目的

戸田市地域公共交通協議会における公正な運営及び透明性の向上、並びに市政への市民参加を進め、地域の実情に即した公共交通サービスの実現に必要な事項を協議するため、市民公募委員を募集するもの。

2．募集人数

2名

協議会は、市の代表や有識者、交通事業者、行政機関等、22名以内で構成する。

3．応募要件

令和5年4月1日時点で次に掲げるすべての要件を満たす方

- (1) 満20歳以上で、日頃から鉄道や市内のバス等を利用していること
- (2) 引き続き1年以上市内に居住していること
- (3) 年2～4回程度の会議（平日昼開催）に参加できること
- (4) 市職員または市議会議員でないこと

4．応募方法

「戸田市地域公共交通協議会公募委員応募票」に必要事項を記入の上、都市交通課へメール、郵送、持参のいずれかにより提出するものとする。

5．募集期間

令和5年3月1日（水）から令和5年3月16日（木）まで 必着

6．任期

委嘱の日（令和5年4月予定）から2年間

7．活動予定

令和5年度 2回開催予定

令和6年度 4回開催予定

この他、会長が必要と認める場合には追加で開催することがある。

8．協議内容

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 地域公共交通計画に定める事業の実施に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (4) 市民生活に必要な旅客輸送の確保に関する事項
- (5) その他協議会が必要と認める事項

9 . 謝金等

会議出席 1 回につき、謝金 1 1 , 0 0 0 円 (別途交通費等 2 , 0 0 0 円)

1 0 . 選考方法

応募票による審査の他、必要に応じて面接を行い、男女比、年齢構成、居住地域等を考慮の上決定するものとする。

1 1 . 選考結果の通知

選考の結果は応募者全員に通知するものとする。

1 2 . 注意事項

(1) 提出書類に虚偽が認められた場合は、委員就任後であっても委嘱を取り消すものとする。

(2) 受理した書類は返却しないものとする。

(3) 選考の結果に関する異議申し立ては受け付けないものとする。

1 3 . 問い合わせ

戸田市 都市整備部 都市交通課 地域公共交通担当

: 048-441-1800 (内線 263)

E-mail : tosi-kotsu@city.toda.saitama.jp